

件名： 第1回 食品トレーサビリティシステム第三者認証検討委員会
日時： 2006年8月3日 木曜日
場所： 国際フォーラム G504 会議室

委員会規約について

結論

・「食品トレーサビリティシステム第三者認証検討委員会規約」が原案通り、承認された。

(1) 昨年度の委員会の論点整理と今年度の検討課題

事務局：資料2「昨年度の委員会の論点と今年度の検討課題」および「食品トレーサビリティシステム第三者認証検討業務報告書」第4章に沿って説明。

* 製品マークの付与について

委員 A：作業部会でマークの付与について議論された。「トレーサビリティ」表示をする場合の条件を要求事項（案の3-2の後半）が規定するとまでは決定していない。

委員 B：昨年度の作業部会から、チェーンではなくても範囲を特定すればシステム認証的なマークを付与することができる、という案が提案されたと考えてよいか。

委員 C：自分達が導入したトレーサビリティシステムがきちんと機能しているかどうかのシステム認証と、そこで作られた製品へのマークの是非との関連は、別の問題である。

委員 D：作業部会では、システム認証にした場合、それを何かの形で表示できるようにするかどうか、製品に表示できるようにするかどうか、という議論をした。しかし検討を残している部分がかかなりある。マーク付与を可能にするかの議論は一旦中止し、公表する場合の条件を3-2に入れる形で議論は決着したと思う。

事務局：製品マークの付与は、（要求事項3-2が示す）公表の一つの手段だと解釈できるのではないか。

委員 A：マークを付与する場合は、フードチェーンを通してトレーサビリティができていくことが前提だと思う。もう少し議論をした方がよい。

委員 D：実際にマークは使われているから、使うことを防ぐことはできない。マークの使い方について、ある程度アドバイスや指針を出した方がよい。

委員 E：製品マークのオーソライズはどうするか。また、オーソライズする場合の条件はどうするのか（検討の余地があるのではないか）。

事務局：作業部会では、認証マークを付ける場合は、フードチェーン全体がシステム認証を受けるべき、少なくともその対象範囲を消費者に伝えるべき、という方向だった。

委員 A：対象範囲を明確にするというのは、理屈としては正しいかもしれないが、実際に商品にマークを付けて、対象範囲を小さい字で説明したとき、一般の人がどのよう

に受け止めるかが重要だ。

委員 D：今年度の検討課題として「製品マークの付与について」を入れるのであれば議論するか、要求事項 3-2 の議論の中で、もう一度議論するとした方がいいのではないか。

農水省：マーク付与の問題については、非常に重要なことなので別途次回以降議論いただくこととして、要求事項案の検討を進めていただきたい。

結論(今年度の検討課題について)

- ・製品マークの付与の問題については、要求事項案(特に 3-2 後半部分)の検討とは別に、今年度の次回以降の委員会で改めて検討を行う。
- ・それ以外の点については、資料2の提案どおり進める。

(2)「食品トレーサビリティシステムの要求事項」(案)とその解説書(案)について

事務局：報告書 23～39 ページ、資料 3、資料 4 を説明

* 検品について

委員 B：要求事項案の「3-5 識別・記録・伝達」(報告書：26 ページ)に関して。受取時にモノと(記録の)識別記号を照合しなさい、と規定していると考えてよいか。

委員 D：現品と記録との照合について、抽象的には規定されているように読める。ただし検品をしなさいとまでは書いていない。「解説」で書き込んでいくべきだと思う。

委員 F：(要求事項は)包括的な表現でいいと思う。手順について、ここで一つ一つ討議をしていたら時間が足りない。また、モノ、原料によって取り扱いの方法が違うので、文章で書かなくてもいいと思う。

委員 C：モノと情報が紐付けることは、要求事項として必要だ。問題は、現場でどの単位で求めていくかだ。事業者の流通や生産のスタイルによって決まってくるので、そこに余地を残しておけばよい。

委員 D：3-5(3)の要求事項(報告書 35～36 ページ)はモノと受領先・発送先を対応付けることを求めているが、解説では記録だけを求める表現になっている。「モノと情報の対応付けを行い」など、言葉を補うべき。

事務局：解説の中に「現物と記録との照合が必要だ」ということを書くということか。

委員 A：「照合する」というのは手順だ。要求事項の中に、その手順を必ず踏まなければならない、と書くのはおかしい。

委員 D：手順的な示唆は、むしろ「手引き」の方で親切にした方がいい。「手引き」の策定委員会にこの委員会からコメントを送って、手順として必要なことが落ちていないか、改訂の時に全体を見直していただきたい。

また、(3)の解説は、記録を作成する手順だけに読みとれるので、識別単位とその受領先・発送先の対応づけに対応するような解説にした方がよい。

委員 C：「照合」という言葉は、作業内容になってしまうので、「モノと情報を紐付けておく」といい、ということを一言入れておけばいいと思う。

結論

- ・モノと情報の照合など、具体的な手順については、「手引き」改訂の中で扱う。
- ・要求事項 3-5(3)の解説に「モノと情報に対応づける」という趣旨の言葉を加筆する。

* 識別記号の記録について

事務局：「一歩川上への記録」「一歩川下への記録」の項目のうち、識別記号を必須とするべきか、“望まれる”に留めるべきか。

委員 E：識別記号を必須にしないと、追跡できないのではないか。

委員 C：例えば、「商品名」「メーカー名」「製造年月日」もしくは「加工年月日」も識別記号と見なせる。「モノを特定するための識別記号」と書いておけば分かり易い。

委員 A：色々な場合がある。識別記号を必須とすると、“品名”“日付”“受領先ないし発送先”の他に必ず何か付けなくてはいけないと思われるのではないか。

委員 E：事故が起きた時にロットを識別記号で特定できれば、それだけ被害にあわなくて済むのだから、何らかの識別記号を必須とした方がいいのではないか。

委員 D：EU の一般食品法のガイドラインには、具体的に「工場コード」や「賞味期限」などを組み合わせれば、識別記号として使うことも可能である、と書かれていた。

委員 G：必須事項の“品名”“日付”“受領先ないし発送先”は、工場で記録しておく情報だが、例えば消費者から何か問題があった時に、識別記号がなくても追跡できるか。

事務局：識別記号は必須ではなく、記録することが望まれる事項とする。EU のガイドラインなどを参考にして次回修正案を提案する。

委員 C：「その他識別のために必要とする記号」などと書いておけば、範囲が広がってよい。

結論

- ・識別記号の記録は、必須としない。
- ・「工場コード」「賞味期限」などの組み合わせを識別記号として使用可能、という趣旨の加筆をする。

* 業態に応じた例外

事務局：解説書案には“業態に応じた例外”として、一般的には内部トレーサビリティの手順は、小売業者及び外食業者には必要ない、とされているが、この通りでよいか。

委員 E：製品表示の問題も含め、(これらの段階でも内部トレーサビリティは)重要である。

委員 B：小売業者が含まないのは、誰に売ったかという記録ではないか。

委員 C：食品衛生法の表示義務の有無を判断基準にすることが考えられる。

小売や外食において「一歩川下への記録」が必要ないのは常識であり、<業態に応じた例外>を削除すべき。

委員 D：33 ページの“<業態に応じた例外>”を残し、36 ページの方を削除するとよい。

結論

- ・33 ページの解説の<業態に応じた例外>は残して、36 ページの<業態に応じた例外>を削除する。

* その他の修正

- ・要求事項「2-2 役割と責任の明示」の文中の“人員”について、具体的な説明を加筆する。
- ・要求事項「3-2 対象とする範囲」の2点目で、“川上から川下までのどの段階からどの範囲までを”“どの段階からどの段階まで”に修正する。
- ・「3-2 対象とする範囲」の解説の3段落眼に“一步川上の事業者から受領してから、一步川上の事業者に発送するまでの”を、“一步川下の事業者に発送するまで”に修正する。
- ・その他のお気づきの点について、メールで事務局に送っていただき修正する。

(3) その他

* 委員会の開催

事務局：次回の委員会では、要求事項と解説書の修正したものをお諮りする。その他に表示に絡む問題について、事務局で整理させていただき、もう一度ご議論いただきたい。

委員 E：この委員会は2回なのか。その間に、作業部会が入るのか。

事務局：事務局としては、今回と次回の2回を考えている。何か制度づくりをするとか、報告書以外に文書を作るという提案がないならば、作業部会は設置しない。

農水省：必要であれば、(もう1度委員会を開催してよい)と思う。

* 今年度の検討課題（議題(1)に関連）

事務局：昨年度の報告書をもとに、現段階で委員会として合意が得られる見解をまとめ、今年度の検討を終えたい。必要に応じて、検討を加えていただきたい。

委員 A：第三者認証の推進は、また別途どこかでやるのか。

事務局：事務局として、計画は持っていない。今年度は、整理した論点について、合意が得られる範囲でまとめたい。

委員 H：現実に自治体が認証を行っているので、十分に情報交換や事例があるところの実績や状況、課題などを把握するとよい。また、他県にまたがる流通がほとんどだと思うので、国の調整が必要なのではないかと。

事務局：昨年度の第3回作業部会等でのヒアリングに加え、ご指摘いただいたような県にまたがる場合の問題や、マークの利用状況についてさらに調査し、委員会で報告する。

委員 D：すべての議論を、この要求事項と解説書に入れてしまう必要はない。要求事項は、非常にベーシックなものであり、要求事項として一旦まとめ、認証制度や公表の具体的な形については、きちんと議論した上で方向性をまとめるべき。

委員 F：マークという言葉は、JAS マーク（のような制度）をイメージさせる。検討課題は、マークというよりは、「公表の方法」や「表示の方法」とすべきである。

委員 D：自治体が付けているマークを認める方法もある。色々と議論の幅がある。

委員 E：そのための共通の最低基準や考え方は、国で決めておく必要がある。

結論

- ・次回は、要求事項と解説書の修正版を検討し、委員会として決定させる。
- ・要求事項の決定とは切り離して、トレーサビリティの表示に関する検討を行い、国レベルの基準または考え方を示すことを目指す。
- ・実際に認証を行っている自治体などに、マーク付与に関する状況や課題などをヒアリングする。

※次回委員会は、9月下旬～10月上旬で日程調整を行う。

以上